

◎違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案新旧対照表
 ○違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律（平成三十年法律第 号）〔抄〕（附則第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被告適格等） 第十一条〔略〕</p> <p>2 前条第一項第四号（同条第二項の規定により準用する場合を含む。次条並びに第十六条第一項及び第二項において同じ。）の請求に係る前条の規定による訴訟は、国を被告として提起しなければならない。この場合においては、行政事件訴訟法第十一条第四項から第六項までの規定を準用する。</p> <p>（訴訟告知） 第十六条〔略〕</p> <p>2 前項の訴訟告知があつたときは、第十条第一項第四号の請求に係る同条の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償若しくは不当利得返還又は弁償の請求権の時効は、完成しない。</p> <p>3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。</p>	<p>（被告適格等） 第十一条〔略〕</p> <p>2 前条第一項第四号（同条第二項の規定により準用する場合を含む。次条及び第十六条第一項において同じ。）の請求に係る前条の規定による訴訟は、国を被告として提起しなければならない。この場合においては、行政事件訴訟法第十一条第四項から第六項までの規定を準用する。</p> <p>（訴訟告知） 第十六条〔略〕</p> <p>2 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償若しくは不当利得返還又は弁償の請求権の時効の中断に関しては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百七十七条第一号の請求とみなす。</p> <p>3 第一項の訴訟告知は、当該訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押え若しくは仮処分又は会計法第六条に規定する納入の告知をしなければ時効中断の効力を生じない。</p>

改正案	現行
<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。</p> <p>一〇九 〔略〕</p> <p>十 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律（平成三十年法律第 号）第七条の規定による勧告並びに同法第八条第一項の規定による監査及び勧告</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。</p> <p>一〇八 〔略〕</p> <p>九 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律第七条の規定により勧告をした事項並びに同法第八条第一項の規定による監査の結果並びに同項の規定により勧告をした事項及びその結果</p>	<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。</p> <p>一〇九 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。</p> <p>一〇八 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）〔抄〕（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六條の二 行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十三條第一項又は違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律（平成三十年法律第 号）第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。</p> <p>②～⑤ 〔略〕</p>	<p>第六條の二 行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。</p> <p>②～⑤ 〔略〕</p>